

桑名広域清掃事業組合では最低制限価格の事前漏洩を防止するため、平成26年5月から建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等について、変動型の最低制限価格制度を導入・運用しています。

1. 対象工事

設計金額50万円以上の建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等

2. 算定方法

- (1) 別紙の算出式から得られた価格を基準価格(税抜き)とします。この場合において、基準価格は予定価格(税抜き)の10分の7.5以上の範囲内とし、10分の7.5を下回るときは10分の7.5とします。(当該価格に1万円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た価格とします。ただし、予定価格の10分の7.5を下回るときは、当該端数を切上げて得た価格とします。)
- (2) 基準価格以上かつ予定価格の範囲内で入札をした者(有効入札者)の数(有効入札者数)に10分の6を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した数)を最低制限価格算出対象入札者数とし、有効入札者の行った入札のうち、金額の低い方から最低制限価格算出対象入札者数に達するまで入札金額を平均して得た額(その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって最低制限価格における入札書比較価格とします。
- (3) 有効入札者数又は最低制限価格算出対象入札者数が5に満たない場合は、変動型最低制限価格の算定は行わず、基準価格をもって最低制限価格における入札書比較価格とします。

3. 備考

入札額が最低制限価格を下回った場合は、当該入札を失格とします。

【算定例】 予定価格 1,000,000円(税抜き)、基準価格 800,000円(税抜き) の場合

[ケース1]			[ケース2]			[ケース3]		
入札者	入札額	結果	入札者	入札額	結果	入札者	入札額	結果
①	790,000	失格	①	800,000	抽選	①	780,000	失格
②	800,000	失格	②	800,000	抽選	②	790,000	失格
③	810,000	失格	③	810,000		③	800,000	落札候補
④	820,000	落札候補	④	820,000		④	810,000	
⑤	830,000					⑤	820,000	
⑥	850,000					⑥	820,000	
⑦	850,000					⑦	850,000	
⑧	870,000					⑧	850,000	
⑨	880,000					⑨	860,000	
⑩	890,000							
最低制限価格算出対象入札者数 9者×0.6=5.4・・・5者			最低制限価格算出対象入札者数 4者×0.6=2.4・・・2者			最低制限価格算出対象入札者数 7者×0.6=4.2・・・4者		
最低制限価格(平均額) 4,110,000÷5=822,000 =820,000(一万円未満切捨て)			最低制限価格算出対象入札者数 が5者に満たないため、 最低制限価格=基準価格			最低制限価格算出対象入札者数 が5者に満たないため、 最低制限価格=基準価格		

…最低制限価格算出対象入札者 …最低制限価格算出対象入札額

- [ケース1] 基準価格以上、予定価格の範囲内で入札のあった9者の内、金額の低い方から上位6割に当たる5者の平均額を求めます。
最低制限価格以上、予定価格の範囲内で最低価格入札者である④が落札候補者となります。
- [ケース2] 最低制限価格算出対象入札者数が5に満たないため、基準価格をもって最低制限価格とします。
最低制限価格以上、予定価格の範囲内で最低価格入札者である①、②の2者による電子くじにより落札候補者を決定します。
- [ケース3] 最低制限価格算出対象入札者数が5に満たないため、基準価格をもって最低制限価格とします。
最低制限価格以上、予定価格の範囲内で最低価格入札者である③が落札候補者となります。

算出式

【建設工事】

(税抜き)

【一般土木工事】	
直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.97＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×0.75	
【建築工事等（建築工事に付随する設備工事、解体工事を含む。）】	
直接工事費×0.9×0.97＋共通仮設費×0.97＋（直接工事費×0.1＋現場管理費）×0.9 ＋一般管理費等×0.75	
【鋼橋製作・架設工】	
直接工事費×0.97＋（間接労務費＋共通仮設費）×0.97＋（工場管理費＋現場管理費）×0.9 ＋一般管理費等×0.75	
【機械設備製作・据付工（下水機械設備工事を除く。）】	
（直接製作費＋直接工事費）×0.97＋（間接労務費＋共通仮設費）×0.97 ＋（工場管理費＋設計技術費＋現場管理費＋据付間接費）×0.9＋一般管理費等×0.75	
【電気・通信設備工事（下水電気・通信設備工事を除く。）】	
機器単体費×0.92＋直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.97＋（現場管理費＋機器間接費）×0.9 ＋一般管理費等×0.75	
【下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事】	
機器費×0.92＋直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.97 ＋（設計技術費＋現場管理費＋据付間接費）×0.9＋一般管理費等×0.75 ※ 直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。	

【測量・建設コンサルタントその他の建設工事に係る業務委託】

(税抜き)

測量業務（権利調査含む。）	直接測量費＋諸経費×0.6 ※ 諸経費＝間接測量費＋一般管理費等
建築関係コンサルタント業務 建設コンサルタント業務 補償コンサルタント業務	○ 積算に技術経費の項目を計上する場合 直接業務費＋諸経費×0.6＋技術経費 ※ 諸経費＝業務管理費＋一般管理費等 建築関係コンサルタント業務においては、直接業務費に特別 経費の額を含むものとする。 ○ 積算に技術経費の項目を計上しない場合 直接原価＋その他原価＋一般管理費等×0.5
地質調査業務	純調査費＋諸経費×0.5＋解析等調査業務費×0.8 ※ 純調査費＝直接調査費＋間接調査費 諸経費＝業務管理費＋一般管理費等

【維持業務（除草、樹木維持）】

(税抜き)

直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.97＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×0.75

(注) 複数の諸経費体系で構成された工事等を発注する場合は、各々の諸経費体系毎に算出した価格に一万円未満の端数処理（切り捨て）を行い、合算した価格を基準価格とします。